

上野原市営マス釣場指定管理業務仕様書

上野原市営マス釣場（以下「釣場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、関係法令等によるほかこの仕様書に定めるとおりとする。

1 施設の設置目的

市の観光振興に資するため、釣りを中心としたレジャーを通じて、広く県内外の人々に秋山地域の自然に親しんでもらい、山村・都市交流の促進を図る。

2 基本的事項

(1) 施設の管理運営に関する基本的な考え方

- ア 関係法令、条例、規則等を遵守すること。
- イ 上野原市釣場条例に規定する設置目的の理念に基づき、管理・運営を行うこと。
- ウ 特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利にならないよう、施設の利用に関し公平性を確保すること。
- エ 効率的かつ効果的な管理を行うこと。
- オ 個人情報の適正な管理を行うこと。
- カ 利用者の意見・要望を管理運営に反映させ、サービスの向上を図ること。

(2) 施設の概要

- ア 名称
上野原市営マス釣場
- イ 釣場の位置
上野原市秋山7181番地（日向海戸橋）より上流、上野原市秋山7503番地（落合橋）までの間1,000メートルの区間
- ウ 事務所の所在地
上野原市秋山7637番地
- エ 施設規模等
 - (ア) マス釣場施設：昭和47年5月開業
うち養魚池は平成14年山村振興事業により設置
 - a 敷地面積：5,100㎡（借地） 河川区域10,000㎡
 - b 主な施設：管理棟兼食堂（木造134㎡）、休憩舎（69㎡）、トイレ3ヶ所、倉庫1棟（52㎡）、養魚池、釣り区画84区画、バーベキュー5区画、駐車場

(3) 営業時間及び定休日

営業時間及び定休日は、指定管理者の候補者と協議のうえ決定する。

3 管理業務の内容

(1) 業務の概要

- ア 釣場の管理に関する業務
- イ 釣場の利用に関する業務
- ウ 釣場の利用に係る使用料の徴収に関する業務
- エ 釣場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- オ 自主事業の実施に関すること
- カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(2) 基本的な業務

- ア 農林漁業振興事業総合交流促進施設における業務
 - (ア) 釣りを中心としたレジャーを通じての山村・都市交流促進に関すること。
 - (イ) 地元特産物の販売に関すること。
 - (ウ) 地場食材の提供による地産地消・都市農村交流に関すること。
 - (エ) 養魚池等の管理に関すること。
 - (オ) 自然環境を保全するための河川の美化に関すること。
 - (カ) その他マス釣場の管理運営に関すること。

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ア 日常清掃(施設内における日常的に必要な清掃業務)
- イ 定期清掃(ガラス清掃、除草など定期的に必要な清掃業務)
- ウ 施設の軽微な修繕
- エ 備品の管理
- オ 防火・防災対策の実施
- カ 防犯対策の実施

(4) 施設の利用に関する業務

- ア 利用料の徴収
 - 釣場施設の利用料の徴収を行う。
- イ 釣場の利用の許可、不許可及び利用許可の取消し等に関する業務
 - (ア) 施設利用の申込み受付
 - (イ) 利用の許可・不許可、許可の取消し等
 - (ウ) その他利用の許可等に必要な業務

(5) 利用の制限に関する事項

次に該当する場合は、釣場の利用を拒み、又は利用の許可を取り消すことができる。

- ア 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- イ 釣場を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- ウ 管理又は運営上支障があるとき。
- エ その他利用させることが適当と認められないとき。

(6) 事業計画書及び業務報告書の提出

ア 事業計画書の提出

毎年度末までに翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市に提出すること。

イ 業務報告書の提出

毎月、業務の実施状況について利用者数等の内容を作成し、その翌月の10日までに提出すること。

また、収支の状況については四半期ごとにまとめ、その翌月末日までに報告すること。

ウ 事業報告書の提出

毎年度終了後、30日以内に事業報告書を提出すること。

(7) その他の業務

ア 市等の関係機関との連絡調整

イ その他業務遂行上必要な業務

4 施設の維持管理に関する事項

(1) 施設の管理

ア 施設は、常に清潔に保つように清掃を行うとともに、事故や盗難等の被害を未然に防止するよう、必要な措置を講じること。

イ 施設等の機能等については、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて修繕を行うこと。

(2) 保守管理業務

ア 浄化槽保守管理及び清掃業務を行うこと。

イ 施設内等警備業務を行うこと。

(3) 備品等について

ア 備品等の帰属

現に使用中の市所有の備品等については、無償で貸与する。

ただし、備品（施設備品一覧参照）については、「上野原市財務規則（平成17年規則第52号）」に定める台帳等を備え、その保管に遺漏のないようにすること。

イ 備品の修繕

(ア) 協定書に定めた額（10～50万円未満）までの備品の修繕は指定管理者の負担とする。ただし、修繕できないものについては市に報告し、協議すること。

(イ) 協定書に定めた額（10～50万円以上）の備品の修繕については、速やかに見積書を添付して市に報告し、協議すること。

ウ 備品の購入

新たに備品を購入する場合は、あらかじめ市と協議をすること。購入・更新した備品の所有権は市に帰属するものとし、将来にわたり何らの権利も主張し

ないものとする。なお、管理にあたっては備品台帳を作成し管理すること。

(4) 施設修繕について

ア 施設の修繕

(ア) 施設の軽微な修繕については指定管理者が行うこととし、修繕に係る経費が協定書に定めた額（10～50万円未満）のものは指定管理者の負担とする。

(イ) 修繕に係る経費が協定書に定めた額（10～50万円以上）の施設の修繕については、速やかに見積書を添付して市に報告し、協議すること。

イ 計画的な修繕

修繕に係る経費のうち、翌年度以降で対応が可能なものについては、市が別途指示をし、次年度以降予算の範囲で修繕を実施又は指定管理者に指示を行うものとする。

(5) 事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故又は故障が発生したときは、市に報告し、指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

ただし、緊急を要する場合又は軽微な事故、故障の場合は、指定管理者において必要な措置を講じ、追って市に報告すること。

(6) 損害賠償の義務

指定管理者は、故意又は過失により、その管理する施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(7) 保険について

ア 建築物に対する火災共済保険は、市で加入する。

イ 施設賠償責任保険は指定管理者が加入すること。

(8) その他

ア 釣場の総合的な管理業務に従事する者を必ず置くこと。

イ 飲料水水質検査、浄化槽法定検査、及び浄化槽保守管理及び清掃業務に係る経費については指定管理者の負担とする。

ウ 釣場の設置及び修繕に係る経費については市の負担とする。

5 指定管理者が負担する経費について

市が支払いをする釣場にかかる借地料については、指定管理者が負担する。

6 第三者への賠償について

(1) 施設の管理運営にあたり、指定管理者の責に帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、それ以外の理由の場合は、市及び指定管理者両者協議のうえ対応するものとする。

(2) 指定管理者の責に帰すべき理由により発生した損害について、損害を受けた第三者の求めに応じて、市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

7 指定管理期間終了にあたっての引継業務

指定管理期間終了時には、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

8 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき理由により、業務の継続が困難になった場合は、市は、指定の取消しをすることができるものとする。なお、その場合において、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) 災害その他の不可抗力、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない理由により業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとする。なお、一定期間内に協議が整わない場合は、指定管理者の協定を解除できるものとする。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

9 原状回復

指定管理者は、指定期間の満了、指定が取り消された場合、協定を解除された場合は、市の施設を原状に復して引き渡さなければならない。ただし、市長が特に認める場合この限りではない。

10 協議

この仕様書及び協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議して定めるものとする。